

別表 利用料金表

通常規模型・大規模Ⅰ・総合事業

1. 介護報酬告示額

①(1)通常規模型 通所介護 基本料金(利用1回につき)

基本サービス費 区分	要介護度	単位	地域単価	金額	利用負担額		
					1割	2割	3割
3時間以上4時間未満	要介護1	368単位	10.45円	3,845円	385円	769円	1,154円
	要介護2	421単位		4,399円	440円	880円	1,320円
	要介護3	477単位		4,984円	499円	997円	1,496円
	要介護4	530単位		5,538円	554円	1,108円	1,662円
	要介護5	585単位		6,113円	612円	1,223円	1,834円
4時間以上5時間未満	要介護1	386単位	10.45円	4,033円	404円	807円	1,210円
	要介護2	442単位		4,618円	462円	924円	1,386円
	要介護3	500単位		5,225円	523円	1,045円	1,568円
	要介護4	557単位		5,820円	582円	1,164円	1,746円
	要介護5	614単位		6,416円	642円	1,284円	1,925円
5時間以上6時間未満	要介護1	567単位	10.45円	5,925円	593円	1,185円	1,778円
	要介護2	670単位		7,001円	701円	1,401円	2,101円
	要介護3	773単位		8,077円	808円	1,616円	2,424円
	要介護4	876単位		9,154円	916円	1,831円	2,747円
	要介護5	979単位		10,230円	1,023円	2,046円	3,069円
6時間以上7時間未満	要介護1	581単位	10.45円	6,071円	608円	1,215円	1,822円
	要介護2	686単位		7,168円	717円	1,434円	2,151円
	要介護3	792単位		8,276円	828円	1,656円	2,483円
	要介護4	897単位		9,373円	938円	1,875円	2,812円
	要介護5	1,003単位		10,481円	1,049円	2,097円	3,145円
7時間以上8時間未満	要介護1	655単位	10.45円	6,844円	685円	1,369円	2,054円
	要介護2	773単位		8,077円	808円	1,616円	2,424円
	要介護3	896単位		9,363円	937円	1,873円	2,809円
	要介護4	1,018単位		10,638円	1,064円	2,128円	3,192円
	要介護5	1,142単位		11,933円	1,194円	2,387円	3,580円

①(2)大規模型Ⅰ 通所介護 基本料金(利用1回につき)

基本サービス費 区分	要介護度	単位	地域単価	金額	利用負担額		
					1割	2割	3割
3時間以上4時間未満	要介護1	356単位	10.45円	3,720円	372円	744円	1,116円
	要介護2	407単位		4,253円	426円	851円	1,276円
	要介護3	460単位		4,807円	481円	962円	1,443円
	要介護4	511単位		5,339円	534円	1,068円	1,602円
	要介護5	565単位		5,904円	591円	1,181円	1,772円
4時間以上5時間未満	要介護1	374単位	10.45円	3,908円	391円	782円	1,173円
	要介護2	428単位		4,472円	448円	895円	1,342円
	要介護3	484単位		5,057円	506円	1,012円	1,518円
	要介護4	538単位		5,622円	563円	1,125円	1,687円
	要介護5	594単位		6,207円	621円	1,242円	1,863円
5時間以上6時間未満	要介護1	541単位	10.45円	5,653円	566円	1,131円	1,696円
	要介護2	640単位		6,688円	669円	1,338円	2,007円
	要介護3	739単位		7,722円	773円	1,545円	2,317円
	要介護4	836単位		8,736円	874円	1,748円	2,621円
	要介護5	935単位		9,770円	977円	1,954円	2,931円
6時間以上7時間未満	要介護1	561単位	10.45円	5,862円	587円	1,173円	1,759円
	要介護2	664単位		6,938円	694円	1,388円	2,082円
	要介護3	766単位		8,004円	801円	1,601円	2,402円
	要介護4	867単位		9,060円	906円	1,812円	2,718円
	要介護5	969単位		10,126円	1,013円	2,026円	3,038円
7時間以上8時間未満	要介護1	626単位	10.45円	6,541円	655円	1,309円	1,963円
	要介護2	740単位		7,733円	774円	1,547円	2,320円
	要介護3	857単位		8,955円	896円	1,791円	2,687円
	要介護4	975単位		10,188円	1,019円	2,038円	3,057円
	要介護5	1,092単位		11,411円	1,142円	2,283円	3,424円

②通所介護 加算及び減算料金

サービス内容	チェック	単位	地域単価	金額	利用負担額		
					1割	2割	3割
入浴介助加算(Ⅰ)	<input type="checkbox"/>	1日につき 40単位	10.45円	418円	42円	84円	126円
入浴介助加算(Ⅱ)	<input type="checkbox"/>	1日につき 55単位		574円	58円	115円	173円
中重度ケア体制加算	<input type="checkbox"/>	1日につき 45単位		470円	47円	94円	141円
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	<input type="checkbox"/>	1日につき 56単位		585円	59円	117円	176円
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	<input type="checkbox"/>	1日につき 85単位		888円	89円	178円	267円
個別機能訓練加算Ⅱ	<input type="checkbox"/>	1月につき 20単位		209円	21円	42円	63円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	<input type="checkbox"/>	1月につき 100単位		1,045円	105円	209円	314円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	<input type="checkbox"/>	1月につき 200単位		2,090円	209円	418円	627円
ADL維持等加算(Ⅰ)	<input type="checkbox"/>	1月につき 30単位		313円	32円	63円	94円
ADL維持等加算(Ⅱ)	<input type="checkbox"/>	1月につき 60単位		627円	63円	126円	189円
認知症加算	<input type="checkbox"/>	1日につき 60単位		627円	63円	126円	189円
若年性認知症利用者受入加算	<input type="checkbox"/>	1日につき 60単位		627円	63円	126円	189円
科学的介護推進体制加算	<input type="checkbox"/>	1月につき 40単位		418円	42円	84円	126円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	<input type="checkbox"/>	1回につき 22単位		229円	23円	46円	69円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	<input type="checkbox"/>	1回につき 18単位		188円	19円	38円	57円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	<input type="checkbox"/>	1回につき 6単位		62円	7円	13円	19円
同一建物減算	<input type="checkbox"/>	1日につき -94単位		-983円	-98円	-196円	-294円
送迎減算	<input type="checkbox"/>	片道につき -47単位		-492円	-49円	-98円	-147円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	<input type="checkbox"/>	1月につき 所定単位数の59/1000		10.45円	所定単位数により変動します		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	<input type="checkbox"/>	1月につき 所定単位数の12/1000		10.45円	所定単位数により変動します		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	<input type="checkbox"/>	1月につき 所定単位数の10/1000	10.45円	所定単位数により変動します			

③(1)京都市介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防型デイサービス 月額包括報酬 基本料金(利用1月につき)

基本サービス費 区分	チェック	回数等	単位	地域単価	金額	利用負担額		
						1割	2割	3割
介護予防型・入浴あり	<input type="checkbox"/>	週1回	1,672単位	10.45円	17,472円	1,748円	3,495円	5,242円
	<input type="checkbox"/>	週2回以上	3,428単位		35,822円	3,583円	7,165円	10,747円
介護予防型・入浴なし	<input type="checkbox"/>	週1回	1,472単位		15,382円	1,539円	3,077円	4,615円
	<input type="checkbox"/>	週2回以上	3,028単位		31,642円	3,165円	6,329円	9,493円

③(2)京都市介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防型デイサービス 1回当たり報酬 基本料金(利用1回につき)

基本サービス費 区分	チェック	回数等	単位	地域単価	金額	利用負担額		
						1割	2割	3割
介護予防型・入浴あり	<input type="checkbox"/>	週1回	384単位	10.45円	4,012円	402円	803円	1,204円
	<input type="checkbox"/>	週2回以上	395単位		4,127円	413円	826円	1,239円
介護予防型・入浴なし	<input type="checkbox"/>	週1回	338単位		3,532円	354円	707円	1,060円
	<input type="checkbox"/>	週2回以上	349単位		3,647円	365円	730円	1,095円

③(3)大津市介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防通所介護相当サービス 1回当たり報酬 基本料金(利用1回につき)

基本サービス費 区分	チェック	回数等	単位	地域単価	金額	利用負担額		
						1割	2割	3割
通所型サービスⅠ	<input type="checkbox"/>	週1回・4回目まで	384単位	10.45円	4,012円	402円	803円	1,204円
通所型サービスⅡ	<input type="checkbox"/>	週1回・5回目	136単位		1,421円	143円	285円	427円
通所型サービスⅢ	<input type="checkbox"/>	週2回・8回目まで	395単位		4,127円	413円	826円	1,239円
通所型サービスⅣ	<input type="checkbox"/>	週2回・9回目	161単位		1,682円	169円	337円	505円
通所型サービスⅤ	<input type="checkbox"/>	週2回・10回目	107単位		1,118円	112円	224円	336円

④京都市・大津市 介護予防・日常生活支援総合事業 加算及び減算料金

サービス内容	チェック	単位	地域単価	金額	利用負担額		
					1割	2割	3割
運動器機能向上加算	<input type="checkbox"/>	1月につき 225単位	10.45円	2,351円	236円	471円	706円
口腔機能向上加算	<input type="checkbox"/>	1月につき 150単位		1,567円	157円	314円	471円
若年性認知症利用者受入加算	<input type="checkbox"/>	1月につき 240単位		2,508円	251円	502円	753円
科学的介護推進体制加算	<input type="checkbox"/>	1月につき 40単位		418円	42円	84円	126円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	<input type="checkbox"/>	1月につき 88単位～		919円～	92円～	184円～	276円～
		176単位～		1,839円	184円	368円	552円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	<input type="checkbox"/>	1月につき 72単位～		752円～	76円～	151円～	226円～
		144単位～		1,504円	151円	301円	452円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	<input type="checkbox"/>	1月につき 24単位～		250円～	25円～	50円～	75円～
		48単位		501円	51円	101円	151円
同一建物減算1(京都市)	<input type="checkbox"/>	1月につき -376単位		-3,930円	-393円	-786円	-1,179円
同一建物減算2(京都市)	<input type="checkbox"/>	1月につき -752単位		-7,859円	-785円	-1,571円	-2,357円
同一建物減算(大津市)通所型サービスⅠ	<input type="checkbox"/>	1回につき -86単位		-899円	-89円	-179円	-269円
同一建物減算(大津市)通所型サービスⅡ	<input type="checkbox"/>	1回につき -31単位		-324円	-32円	-64円	-97円
同一建物減算(大津市)通所型サービスⅢ	<input type="checkbox"/>	1回につき -87単位	-910円	-91円	-182円	-273円	
同一建物減算(大津市)通所型サービスⅣ	<input type="checkbox"/>	1回につき -35単位	-366円	-36円	-73円	-109円	
同一建物減算(大津市)通所型サービスⅤ	<input type="checkbox"/>	1回につき -24単位	-251円	-25円	-50円	-75円	
看護職員配置加算 週1回	<input type="checkbox"/>	1月につき 250単位	2,612円	262円	523円	784円	
看護職員配置加算 週2回	<input type="checkbox"/>	1月につき 500単位	5,225円	523円	1,045円	1,568円	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	<input type="checkbox"/>	1月につき 所定単位数の59/1000	10.45円	所定単位数により変動します			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	<input type="checkbox"/>	1月につき 所定単位数の12/1000	10.45円	所定単位数により変動します			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	<input type="checkbox"/>	1月につき 所定単位数の10/1000	10.45円	所定単位数により変動します			

⑤通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業(京都市・大阪市)の加算及び減算料金の内容説明

○入浴介助加算(Ⅰ)及び(Ⅱ) ※総合事業は除く

看護職員、介護職員が、入浴中に観察を含む介助を行う場合に、**1日につき**所定の単位数を加算します。また、身体の状態や訪問により把握した利用者の居室の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成した場合。

○中重度ケア体制加算 ※総合事業は除く

利用延人数のうち要介護3以上の利用者の割合が30%以上で、看護職員を1名以上配置し、基準人員よりも常勤換算で2名以上の介護職員又は看護職員を配置した場合に、全利用者を対象に**1日につき**所定の単位数を加算します。

○個別機能訓練加算(Ⅰ)イ及び(Ⅰ)ロ ※総合事業は除く

機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員が共同で計画書を作成し、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画書を作成し、理学療法士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居室を訪問した上で利用者居室での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、記録するとともに訓練内容の見直しを行っている場合に、**1日につき**所定の単位数を加算します。※ロは、イに加えて専従で1名以上配置すること。

○個別機能訓練加算(Ⅱ) ※総合事業は除く

厚生労働省への情報の提出については、LIFE(科学的介護情報システム)を用いて行うこととする。サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成(Plan)、計画に基づく個別機能訓練の実施(Do)、実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行った場合に、**1月につき**所定の単位数を加算します。

○生活機能向上連携加算(Ⅰ)及び(Ⅱ) ※総合事業は除く

●訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあつては許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しない場合に限る)の理学療法士等や医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。

●理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。

○ADL維持加算(Ⅰ) ※総合事業は除く

(イ):利用者(当該事業所の評価対象利用期間が6か月を超える者)の総数が10人以上であること。
 (ロ):利用者全員について、利用開始月と当該月の翌月から起算して6か月目(6か月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出している(CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用)。
 (ハ):利用開始月の翌月から起算して6か月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除して得た値に、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じて一定の値を加えたADL利得(調整済ADL利得)の上位及び下位それぞれ1割の者を除く評価対象利用者のADL利得を平均して得た値が、1以上であること。

○ADL維持加算(Ⅱ) ※総合事業は除く

- ・加算(Ⅰ)の(イ)と(ロ)の要件を満たすこと
- ・評価対象利用者のADL利得を平均して得た値(加算(Ⅰ)の(ハ)と同様に算出した値)が2以上であること

○認知症加算 ※総合事業は除く

下記①～③の項目に適用され、かつ認知症高齢者自立度Ⅲ以上の利用者を対象に、認知症の症状の緩和に資するケアを計画的に実践するプログラムを作成した場合に、**1日につき**所定の単位数を加算します。

- ① 人員基準の職員に加え、介護職員又は看護職員を(暦月)常勤換算方法で2以上確保する場合。
- ② 前年度又は算定月前3月間の利用者総数(利用者実数または利用延人数。要支援は除く)のうち認知症高齢者自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が20%以上の場合。
- ③ 通所介護を行う時間帯を通じて、認知症実践指導者研修等の修了者1名以上配置する場合。

○若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者に対してサービスを行った場合、
 (通所介護) **1日につき**所定単位数を加算します。
 (総合事業:京都市・大阪市) **1月につき**所定単位数を加算します。

○運動器機能向上加算

看護職員、介護職員が共同して利用者の運動器機能向上に係る個別の計画を作成、これに基づく適切なサービスの実施、評価、計画の見直し等を行った場合に、**1月につき**所定単位数を加算します。

○科学的介護推進体制加算

(イ):入所者・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の入所者の心身の状況等の係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。
 (ロ):必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、(イ)に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること

○サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ※通所介護と総合事業で加算の単位数が異なります

事業所の介護職員総数のうち、介護福祉士資格を有する介護職員の占める割合が70%以上または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上になる場合に、**1回につき**所定単位数を加算します。

○サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※通所介護と総合事業で加算の単位数が異なります

事業所の介護職員総数のうち、介護福祉士資格を有する介護職員の占める割合が50%以上になる場合に、**1回につき**所定単位数を加算します。

○サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ※通所介護と総合事業で加算の単位数が異なります

事業所の介護職員総数のうち、介護福祉士資格を有する介護職員の占める割合が40%以上50%未満または勤続7年以上の職員が30%以上になる場合に、**1回につき**所定単位数を加算します。

○同一建物減算

通所介護事業所と同一建物に居住する利用者が、同一建物から通う場合に、
 (通所介護) **1日につき**所定単位数を減算します。
 (総合事業:京都市) **1月につき**所定単位数を減算します。
 (総合事業:大阪市) **1回につき**所定単位数を減算します。

○送迎減算 ※総合事業は除く

通所介護事業所に、利用者自身、もしくは家族による送迎で通う場合に、**片道につき**所定の単位数を減算をします。

<p>○介護職員処遇改善加算(Ⅰ)</p> <p>別途所定単位数の合計に、59/1000(5.9%)の単位数を、1月につき加算します。</p> <p>(計算方法):「1月あたりの総単位数」× 5.9%</p> <p>※1月あたりの総単位数とは、基本サービス費に各種の加算及び減算を加えたもの。 また、各種の加算及び減算に当該加算は含まれません。</p>
<p>○介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)</p> <p>別途所定単位数の合計に、12/1000(1.2%)の単位数を、1月につき加算します。</p>
<p>○介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)</p> <p>別途所定単位数の合計に、10/1000(1.0%)の単位数を、1月につき加算します。</p>
<p>⑨利用料金の計算方法(共通)</p> <p>* 加算は利用者によって異なります。</p> <p>サービス料金総額 = [基本サービス費の単位 + 他該当する各種加算及び減算] × 地域単価(10.45円)</p> <p>※1月あたり、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)と介護職員等特定処遇改善加算(ⅠまたはⅡ)が加わります。(7.1%~6.9%)</p> <p>利用者負担額はサービス料金総額より介護保険負担割合証(1割・2割・3割)記載額となります。</p> <p>※留意事項 介護保険被保険者証で、給付制限の項目に記載がある場合、利用負担額の割合が3割 または、全額を支払いいただくことがあります。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症への対応として、令和3年9月30日分まで所定単位の1/1000を上乗せします。</p>

2. 介護保険の給付対象とならないサービス

①日常生活にかかる費用及びレクリエーション参加費

サービス内容	チェック	単位	金額
食事代	<input type="checkbox"/>	1食につき	630円
特別な食事会の参加費用	<input type="checkbox"/>	1回につき	220円
おやつ代	<input type="checkbox"/>	1食につき	77円
おむつ代	<input type="checkbox"/>	1枚につき	110円
パット代	<input type="checkbox"/>	1枚につき	55円
レクリエーション参加費	<input type="checkbox"/>	1回につき	実費

※通常の食事代に上乗せる食材実費相当分

※紙おむつ等は、持参を基本としています。

※税込み表示

②その他費用

サービス内容	チェック	単位	金額
領収証明書発行費用	<input type="checkbox"/>	1通につき	1,100円

領収書の再発行できません。但し、サービス利用の支払いにする領収書紛失等の理由により、利用者又は利用者代理人から領収証明書の発行依頼をいただいた場合には、領収証明書を発行します。なお、発行に際しては、文書料として、一通につき金1,100円(税込)を申し受けます。

令和3年4月1日